

別紙

## 指定介護予防通所サービス 料金表

(2017年4月改定)

### 1 基本サービス料金

契約者の利用回数	週1回利用 (月あたり)	週2回利用 (月あたり)
サービス利用料金	16,470 円	33,770 円
自己負担額 (1割)	1,647 円	3,377 円
自己負担額 (2割)	3,294 円	6,754 円

#### 1-② 基本サービス【サービス提供体制加算Ⅱ】

契約者の利用回数	週1回利用 (月あたり)	週2回利用 (月あたり)
サービス利用料金	240 円	480 円
自己負担額 (1割)	24 円	48 円
自己負担額 (2割)	48 円	96 円

#### 1-③ 基本サービス (事業所体制加算)

	事業所評価加算 (月あたり)
サービス利用料金	1,200 円
自己負担額 (1割)	120 円
自己負担額 (2割)	240 円

## 2 選択的サービス料金

選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

選択的サービス種類	運動器機能向上サービス (月あたり)
サービス利用料金	2,250 円
自己負担額 (1 割)	225 円
自己負担額 (2 割)	450 円

## 3 介護職員処遇改善加算

上記合計金額に 5.9%相当の通所介護処遇改善加算が加わります。(1 か月あたり)

- 契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(これを償還払いと言います)
- 介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、事業者は、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途徴収します。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。